

令和8年度（2026年度）熊本の魅力拡大業務 基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本の魅力拡大業務

2 業務の目的

本業務は、「秋のくまもとお城まつり」の期間に合わせ、熊本城域を主会場とした夜間体験型ライトアップイベントを実施することで、熊本の新たな魅力を創出するとともに、熊本城の価値や歴史を多くの方へ発信し、若年層を中心とした来訪機会を創出する。また、実施エリア等の回遊を促進することで、本市における観光客等の滞在時間の延長や宿泊を喚起し、観光消費額の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

5 委託業務の内容

(1) 事業実施期間・時間

令和8年（2026年）10月2日（金）から同年11月1日（日）まで

17時～21時（予定）

(2) 実施エリア

熊本城域の無料エリア（二の丸広場、行幸坂、城彩苑周辺等）

熊本城域の有料エリア（天守閣前広場、特別見学通路）

本妙寺エリア

(3) ナイトタイムエコノミーの推進に繋げる熊本の魅力拡大に向けた企画及び実施

市民をはじめ、国内外の多くの方々に歴史と伝統に培われた熊本城で日本の文化に触れ、関心を持っていただくことで、貴重な文化財としての理解を深めていただく機会とした「秋のくまもとお城まつり」の一環として、熊本城域及び周辺地域における魅力の拡大に向けたコンテンツを企画し実施する。

企画にあたっては、音響や灯りによる体験型を含む企画とし、特に若年層をターゲットとした「常時回遊型演出」と「定時集中型演出」を組み合わせた二層構成とする。デザインについては歴史的・文化的価値を損なわず、熊本城並びに熊本市の伝統・文化を十分にPRできる内容とし、資機材の調達・設置を行う場合には通行の妨げとならないことはもとより、全体を通して景観を損なわない意匠とすること。なお、土・日・祝日における熊本城域の有料エリア内の来場者導線は南口券売所から北口券売所への一方通行を想定している。

ア 熊本城域（無料エリア）における夜間景観魅力拡大企画の実施

ナイトタイムエコノミーの推進に向け、熊本城域の無料エリアにおいて、光・音・レーザー等を活用した演出における計画案を作成すること。なお、熊本の水の豊かさ、水のブランディングに繋がるような演出を含めること。

(ア) 常時回遊型演出（無料エリア全体）

- ・二の丸広場、行幸坂、城彩苑周辺等の無料エリア全体に、水をテーマとした統一感のある回遊型の光演出を展開する。
- ・来場者の動きに反応して波紋や水流が広がるようなインタラクティブ演出、歩行に応じて光が変化する導入演出、写真・動画を撮りたくなるフォトスポット演出を配置し、来場者が自由に歩きながら楽しめる空間を形成すること。
- ・光の中に足を踏み入れることにより、反応し連動・変化するインタラクティブを設置すること。

(イ) 定時集中型演出（二の丸広場中心）

- ・二の丸広場を中心に、15分または20分に1回、3～5分程度の演出を設ける。
- ・音・レーザー・ライト・必要に応じた映像表現を連動させ、来場者が「この時間に合わせて見に行きたい」と感じるピークを創出する演出を行うこと。

(ウ) 無料エリア（二の丸広場、行幸坂）における樹木等に対する演出

- ・無料エリアにおける樹木等に対し、全体の演出コンセプトに合わせた演出照明を設置すること。

イ 熊本城域（有料エリア）における夜間景観魅力拡大企画の実施

(ア) 熊本城のミスト（雲海）企画の実施

- ・熊本城の魅力を発信・活用するコンテンツの一つとして、特別見学通路下及び天守閣前広場にミスト設備により日本最大級の人工雲海を発生させる企画案を作成し、実施すること。
- ・熊本城内の井戸水も活用したミスト設備を使用し、地下水保全について考える機会となるような要素も含めること。また、井戸水は熊本市上下水道と同程度の水質に浄化の上、事業実施前に水質検査結果を提出すること。
- ・井戸水使用のための資機材を含め、ミストの計画に必要な資機材等についての調達・設置を行うこと。
- ・日中と夜間の2パターンで構成すること。

(イ) 天守閣及び天守閣前広場等におけるライティング

- ・通常時演出として穏やかな色味を基調とした落ち着いた動きの演出に合わせ、レーザー光やプロジェクションマッピング等により天守閣及び天守閣前広場において非日常感のある熊本の豊かな水を連想させるようなライトアップ演出を行う。
- ・光の中に入り込める特別な体験空間を演出。光の中に足を踏み入れることにより、反応し連動・変化するインタラクティブを設置すること。
- ・天守閣石垣部分または天守閣石垣前において、全体の演出に連動するフルカラー照明及びセンサーなどを使用した参加型ライトアップによる演出等により、工夫したアクセントある演出を行うこと。

(ウ) 有料エリアにおける樹木等に対する演出

- ・大銀杏をはじめ、平左衛門丸、北口券売所への導線に係る樹木等に対し、全体の演出コンセプトに合わせた演出照明を設置すること。

ウ 本妙寺エリア（浄池廟、加藤清正公立像等）における夜間景観魅力拡大企画の実施

熊本城の築城主であり、市民から「清少公さん」として親しまれる加藤清正公の菩提寺である本妙寺エリアにおいて、熊本城との歴史的・空間的なつながりを強調した夜間演出の企画案を作成し、実施すること。

- (ア) 加藤清正公立像周辺において、像を象徴的に浮かび上がらせるライティングを行うとともに、像の視線の先にある熊本城天守との一体感を創出すること。また、加藤清正公が没後も熊本城を見守り続けているという歴史的背景（遺言により城と同じ高さの中尾山に葬られた等）をストーリーの核とし、来場者がその精神性を感じられる演出とすること。
- (イ) 本妙寺は現在も信仰の場であり、周辺には住宅地も隣接していることから、過度な騒音や光害を避け、寺院の尊厳を損なわない意匠・運用計画とすること。
- (ウ) 本妙寺エリアでの事業実施期間は、10月2日（金）～4日（日）（予定）とする。

エ 計画調整業務

- (ア) 計画調整業務として、工程表の作成、スケジュールの調整、会場レイアウト及び熊本城域無料エリア・周辺地域における導線に関する事項、関係団体等の連絡・調整を実施すること。
- (イ) 設置機器の動作に必要な電気工事等については、全ての施工を含むものとする。
- (ウ) 運営体制の確保として、業務を効率的及び効果的に行うために必要となる人員の配置・管理・物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。
- (エ) 同時期開催イベントの事業者との連絡・調整を行い、連携して企画を実施すること。特に、二の丸広場での「地震10年復興イベント」開催期間中、設置物（照明、案内表示）が、相互に干渉しないよう、かつ全体の景観や来場者の回遊性を損なわないよう、配置・デザインを調整すること。

・みずあかり 令和8年（2026年）10月10日（土）～10月11日（日）

・城あかり 令和8年（2026年）10月2日（金）～11月1日（日）

・地震10年復興イベント 場所：二の丸広場

令和8年（2026年）10月10日（土）～11日（日）

オ 運営の実施

- (ア) 上記企画に必要な設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこと。
- (イ) 開催場所における説明・案内誘導、人員整理、警備スタッフ等の配置及び安全管理を行い、火災・事故発生時の緊急対策、台風・大雨等の災害時の対応も考慮した運営を行うこと。
- (ウ) 企画の実施に必要な設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこと。

カ 広報展開の実施

キービジュアルやロゴ、プロモーション動画（縦／横）等を製作するとともに、熊本市内におけるナイトタイムエコノミー企画の情報収集を行い、年代、性別、エリア、趣味趣向等の属性に適したツールや広報媒体、手法等を考慮したより効果的な広報を展開すること。特に、若年層のUGC（来場者投稿）を誘発するような広報戦略を重視する。なお、広報にあたっては、福岡を重点に九州各県及び東名阪、新幹線沿線等に向けて重点的な広報を行うこと。また、企画の参加者によるさらなる広報展開が図られるなど、効果的な内容とすること。

【留意事項】

- ・「5(1) 事業実施期間・時間」のうち、熊本城の開園時間（9：00～17：00）及び夜間開園（17：00～21：00）の時間を想定し、詳細については別途協議により決定するもの。
- ・企画には、来場者が体験・参加できる要素を盛り込むこととする。
- ・熊本城の構成要素である石垣、建造物、地下遺構等に毀損が及ばないこと、また毀損を防止する対策が十分に配慮されていること。
- ・仮設物の設置等、やむを得ず文化財の現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ許可を得ること。
- ・熊本城の管理運営に支障を及ぼさないこと。
- ・「熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱」第2条に掲げる許可基準を全て満たす企画内容とすること。
- ・イベントの運営にあたっては、来場者の安全等も考慮しながら適切な警備及びスタッフ人数を充てることとし、運営計画等を熊本市と事前に十分協議すること。
- ・無料エリアである二の丸芝生広場は、広場全体を占有することはできず、使用面積は全体の半分が上限である。園路や隣接する駐輪場・駐車場は催事利用できないため、来場動線と演出配置は慎重に設計する必要がある。
- ・日中におけるミストの実施については、特別見学通路下を通行する工事関係車両の安全対策を図ること。
- ・熊本城公園内は火気厳禁であり、杭打ち等の設置方法は不可であるため、照明・音響・サイン・仮設物は文化財への影響がない方法で計画する必要がある。

(4) 効果測定

事業の実施に伴い、来場者へのアンケート、SNS や HP の閲覧時間、性別や年齢層などを最も適した方法で効果測定を行い、業務途中での中間報告及び業務終了後に全体を通した報告書による結果報告を行うこと。

6 提案上限額

83,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権に係る留意事項

- (1) 各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 事業実施報告

(1) 業務実施報告書 2 部

本業務における各業務内容の実施状況・結果及び作成資料等を取りまとめた業務実施報告書を作成すること。

(2) イベントの写真素材・動画データ

(3) 報告書電子データ (PDF 及び Microsoft office Word または Excel、PowerPoint)

※電子データについては電子記録媒体に(1)及び(2)を格納のうえ、提出すること。

11 その他

業務内容の詳細については、熊本市と協議して決定する。